

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る
廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて

非飛散性アスベスト廃棄物（アスベスト成形板が廃棄物になったものをいう。以下同じ。）の適正処理については、すでに平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号によりその取扱いに関する技術指針（以下「技術指針」という。）を示すとともに、平成17年7月12日付け環廃産発第050712001号により関係者に対する指導の徹底をお願いしているところであるが、さらに技術指針に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）上の取扱いについて下記の事項に留意の上、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導を徹底されたい。

記

- 1 非飛散性アスベスト廃棄物に含まれるアスベストの飛散を防止するため、処理の過程において当該廃棄物の破碎、切断等を行わないこと。ただし、以下の場合はこの限りでないこと。
 - ア 当該廃棄物の運搬が原型のままでは著しく困難な場合に、湿潤化等アスベストが飛散しないよう措置を講じた上で、当該運搬に必要な限度において行う切断等（なお、当該切断等に伴い排出される粉末状や小片の非飛散性アスベスト廃棄物については、袋詰めを行うこと。）
 - イ 当該廃棄物の溶融処理を行うに当たり、屋外へアスベストが飛散しないよう措置を講じた上で、当該溶融処理に必要な限度において屋内で行う破碎等
 - ウ 最終処分場において独自に受入条件が定められている場合において、当該条件に合致させるために必要な限度で屋外へアスベストが飛散しないよう措置を講じた上で、屋内で行う破碎等（なお、当該破碎等に伴い排出される粉末状や小片の非飛散性アスベスト廃棄物については、袋詰めを行うこと。）
- 2 中間処理業者が、技術指針に従って、破碎等を行う中間処理施設において非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物とともに受け入れ、当該非飛散性アスベスト廃棄物を他の建設廃棄物と分離・分別し一時的に保管した後、破碎等を行わずに最終処分場に搬

出する場合においては、これを中間処理の一環とみなし、当該非飛散性アスベスト廃棄物を中間処理産業廃棄物として取り扱って差し支えないこと。

- 3 非飛散性アスベスト廃棄物の安全な処理を確保するためには、排出事業者（中間処理業者を含む。）から産業廃棄物処理業者に対し非飛散性アスベスト廃棄物に係る情報が確実に伝達されることが重要であること。したがって、排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物の処理を委託する際には、委託契約書に非飛散性アスベスト廃棄物である旨を明記するとともに、産業廃棄物管理票の交付に当たっては、「産業廃棄物の種類」の欄の余白に「非飛散性アスベスト」である旨を記載し、他の廃棄物と区分して排出するよう指導を徹底されたいこと。